

## 徳川家康の源氏改姓問題

### 序 研究史と問題の所在

徳川家康の姓氏問題は複雑な様相を見せている。家康は三河の在地領主松平の家に生を享けたが、この松平の家祖である松平親氏は下野国新田荘世良田得川郷に所領をもった得川四郎義季の八代目の子孫であると徳川家の正史は伝えている。そして得川義季は清和源氏の流れを汲む新田義重の四男なのであり、この由緒をもって家康はのちに松平を改めて徳川を名乗り、その姓氏を清和源氏と定めたとされる。

もとより、この徳川家の新田始祖伝承については昔から少なからぬ疑問をもって受け止められている。これは家康が武家領主として大をなし、天下の覇権を掌握していく過程の中で、自らの血統的由緒に高い権威を付与し、さらには征夷大將軍への任官を控えて、そ

の系譜を清和源氏の本流の中に位置づけていく必要が生じたことから、このような始祖伝承を無理に付会していったものであると見なされてきたのである。

この問題を学問的に掘り下げて検討したのは渡辺世祐氏である<sup>(1)</sup>。渡辺氏は各種史料を精査して家康の姓氏の使用について幅広く検討するとともに、家康の官位叙任問題とその改姓問題に深く関わっていた関白近衛前久の後掲書状を見出すことによって、本問題についての研究を大きく前進させた。その後は徳川家康文書の研究の第一人者たる中村孝也氏らによって渡辺氏の研究内容は補強され<sup>(2)</sup>、その細部にわたる理解が進められることによって本問題についての整合的な見解が形成され、それは今日に至るまで多くの研究者によって支持継承されているのである<sup>(3)</sup>。この定説的見解を纏めるならば、以下の通りである<sup>(4)</sup>。

笠谷 和比古

第一に、家康は永禄九（一五六六）年に朝廷官位を得て叙爵（従五位下に叙位されること）したが、それに際しては藤原氏を称していたこと。

第二に、その後の家康の姓氏の使用はかなり恣意的であり、藤原氏と源氏とを状況や対象次第で適宜に使い分ける態度が認められること。

第三に、家康が清和源氏の流れを汲む吉良家から系図を借り受け、自らの系譜を清和源氏として、その形を明確に整えるのは慶長八（一六〇三）年の征夷大將軍の任官を目前に控えた時期であり、この將軍任官を目的とするものであったこと。これは近衛前久の書状に家康の源氏改姓を指して、「將軍望に付候ての事」と明記されていることから確実であること、等である。

これらからして家康の源氏改姓は、その將軍就任戦略の一環としてあったのであり、慶長五年の関ヶ原合戦で覇権を確立した家康が、將軍に任官して幕府を開くことによって、その覇権を政治制度的に定位せんがために源氏改姓を必要としたこと。換言するならば、將軍任官にとって源氏の姓氏が不可欠のものであったということであり、家康の改姓問題はこの観点から位置づけられるとするものである。

以上の見解は、すでに本問題についての定説として確立されている感があるのであるが、これに対して近年、米田雄介氏はこの主流

学説とは全く異なる方法で、この家康の改姓問題について注目すべき見解を提出している。<sup>(5)</sup>

米田氏の研究は、家康の官位の叙任と昇進に際して朝廷から発給された口宣の分析によるものである。すなわち官位叙任の口宣には家名（苗字）ではなく、正式の姓氏を記すところから、家康の官位叙任ごとに発給されていた口宣の姓氏記載をたどっていこうとするものである。

官位叙任の口宣が姓氏問題の解明にとつての基本史料であることは、もとより研究者だれしもの気付くところではあるが、今日に日光東照宮に伝存している家康関係の口宣案（および宣旨・位記）については、その姓氏がすべて源氏で統一されており、後の時代に改変の手が加えられていることは明瞭であるがゆえに、そのままでは使用することができないのである。

米田氏は、朝廷から発給される官位叙任の口宣の調進の実務を代々にわたって担当した官務壬生家の史料を丹念に検討し、それによって次の結論を得ている。

すなわち第一に、日光東照宮に伝存している家康関係の口宣案などは、三代將軍徳川家光の正保二（一六四五）年に、その往昔に散逸した分を改めて補填するという名目のもとに全面的に改変されたものであること。

第二に、永禄九年に家康が叙爵したときの口宣には「藤原家康」

とあり、この藤原姓は天正十四（一五八六）年十月に家康が権中納言に任官する以前のもの総てに等しく用いられていること（天正十四年、同十五年に発給された口宣における家康の姓氏は不明。米田氏はこの二年次のは藤原姓と推定）。

第三に、天正二十年九月付で、徳川家の家格を撰家に次ぐ清華となす旨の清華成りの口宣が発給されている由であるが、この口宣には「源家康」と記載されており、それはそののち慶長八（一六〇三）年の征夷大將軍任官を経て、元和二（一六一六）年の死の直前に執り行われた太政大臣任官の折りのものまで一貫していること、等である。

米田氏は以上の口宣の検討によって、今日に伝存している日光東照宮蔵の家康宛口宣案（および宣旨・位記）は後代の正保二年に改竄されたものであること。当初の口宣によるならば家康は始め藤原氏を用いていたのであり、のちに源氏に改姓したものであること。そしてそのことによって渡辺説以来の通説の正しさが裏付けられるとともに、家康関係の叙任文書の改変の経緯がより詳細に明らかにされたと結論づけている。

米田氏の研究は、本問題の解明にとって有意義なものであることは言をまたない。ただ、その研究は家康宛の口宣の分析で完結して、通説の議論の内容やその立論根拠に立ち入って対比検討することはなく、その結論もまた基本的に通説の正しさを確認するもの

にとどまっている。しかしながら米田氏の明らかにした諸事実は、それを通説と突き合わせてみるならば、その表面的な類似にも拘らず、通説の内容に対して根本的なところで矛盾をきたすものであり、それによって本問題に関わる、より重要な問題の伏在を示唆することとなっているのである。

その問題の第一は、家康の姓氏の使用は恣意的であり、状況と対象次第で藤原氏と源氏とを適宜に使い分けていたとする通説の見解である。これは米田氏の口宣の検討では、永祿九年から天正二十年頃（年次は不明）までは藤原氏、それ以降は源氏でそれぞれ一貫して混用は見られず、通説的理解との齟齬を示しているのである。

そこからして第二の問題として、家康が吉良系図を借覧し援用して清和源氏としての体裁を整えるのを、通説は近衛前久書状を主要な根拠として慶長八年の征夷大將軍任官を間近に控えてのことであり、將軍任官に合わせ、それを目的とした姓氏の公式的な整序であるとされているのであるが、米田氏の口宣の研究によるならば、朝廷が公認した家康の源氏改姓は年次不明ながら天正二十年頃の特定の時点ということになり、両者の見解からは本問題をめぐる歴史像について大きな相違がもたらされることになるのである。

このように米田説は通説を肯定するかに見えて、その深奥の部分において、通説に対して根本的な疑義を呈する性格のものとなっているのである。

そしてそれは単に、家康の源氏改姓の時期のいかんを求める事実問題であるだけでなく、家康にとって源氏という姓氏はどのような意味をもつものか、源氏改姓の政治的意味と動機とは何であるのか、姓氏の認定に関わる朝廷の機能と存在意義とはどのようなものであるのか、総じて姓氏というものが有する国制上の意味とはいかなるものであるのか、あるいは姓氏問題の観点からしたとき国制史研究はどのように構成されることとなるのか、等々の問題を提起するものであり、本稿はこのような問題関心のもとに論を進めていきたいと考へる。

## 第一節 永禄九年の家康叙爵と藤原氏選択事情

### 一、徳川家の新田始祖伝承と姓氏問題

本論に入るに先だつて、ここでは松平―徳川家の由緒をめぐる始祖伝承のあらましと、姓氏問題の性格についての予備的な説明を施しておこう。

徳川家康は、天文十一（一五四三）年に松平広忠の嫡男として三河国岡崎城に生まれた。彼の出自をなしている松平家というのは、三河賀茂郡松平郷を発祥の地とする在地領主にして、古代の豪族賀茂氏の一族と言われている。

賀茂氏は全国に広く分布していたが、三河国賀茂郡もまたそのゆかりの地の一つと見なされていた。松平家の三代目の当主信光が

「加茂朝臣」を称していたことが、信光の建立した三河妙心寺の阿弥陀像の銘文から知られ、また松平―徳川家の家紋である「三つ葉葵」も葵祭で有名な京都の賀茂神社との関連の深いものであることを思わせるものがある。<sup>6)</sup>

このように松平というのは三河国の一土豪であつて、地方の中小在地領主の域を出るものではなかった。ところがこの松平の家には始祖伝承なるものがあり、その初代の松平親氏は、実は清和源氏の流れを汲む新田氏の一族、下野国新田荘世良田得川郷に住した得川四郎義季の八代目の子孫に他ならないとされているのである。

すなわち得川義季の子孫は新田一族として、南北朝内乱に際しては新田義貞に属する形で南朝方として戦つたのであるが、そのため足利方の厳しい圧迫をこうむることとなり、その危難を避けるべく親氏は父有親とともに所領を離れ、時衆の僧侶に身をやつして諸国流浪の旅に出た。そして三河国松平郷に至り、親氏はこの地の村長であつた太郎左衛門信重の婿として迎え入れられ、ここに松平家の始祖である松平親氏が誕生したという。

そして松平家の始祖がこのような由縁のものであるから、家康はのちに松平を改めて徳川となし、さらにそれが新田系の清和源氏の血統を帯びることから、これを根拠として征夷大將軍に任官したのであるとされている。

これが徳川幕府の正史の描いている徳川將軍家の始祖伝承である。<sup>7)</sup>



## 二、近衛前久書状と家康叙爵事情

家康は、永禄九（一五六六）年十二月に叙爵して従五位下三河守の朝廷官位に叙任され、併せてその家名を松平から徳川に改めることも勅許された。<sup>8)</sup>

家康の叙爵問題と改姓問題についての核心的な史料であるのは、慶長七年のものと推定されている、前関白近衛前久<sup>サキキチ</sup>がその子信尹<sup>ノブタカ</sup>に宛てた次掲の書状である。<sup>9)</sup> 近衛前久は家康の永禄九年の一連の問題に深く関わり、これを朝廷に執奏して勅許を取り付けた当事者にして、かつ関白という要職にあって朝廷内部の事情を知悉していた人物であることからしても、この書状の内容は重要である。

「扱々珍敷時節ニ候、御家門も内府天下被<sub>レ</sub>任<sub>三</sub>存分<sub>二</sub>候へハ、いにし彼家徳川之事、雖<sub>三</sub>訴訟候、先例なき事ハ公家ニハならざる由、叡心ニテ相滞候ヲ、吉田兼右、万里小路にて彼旧記ニ被<sub>レ</sub>注置候先例在<sub>レ</sub>之候一冊ヲ令<sub>三</sub>披見、兼右はなか<sub>ニ</sub>ニ写取て、われわれニくれ候、其趣を以申候へハ、被<sub>レ</sub>見合<sub>二</sub>勅許候、諸家之系図ニも不<sub>レ</sub>乗候、徳川は源家にて二流のそうりやうの筋に藤氏に罷成候例候、それを兼右写候て、鳥子に則其系図吉田書候て、朱引まで仕候を其儘下、兼右馳走之筋、誓願寺の内<sub>ニ</sub>に慶深とて出家候、鳥居伊賀取次候て、吉田にも馬可<sub>レ</sub>然を可<sub>レ</sub>遣候とて、終に兼右存命候上不<sub>レ</sub>上候、

（中略）只今は源家に又氏をかへられ候、只今之筋はそしの

すちにて候、其砌より如雪と申す者申候は、將軍望に付候ての事と申候、義国よりの系図を吉良家より被<sub>レ</sub>渡候ての事、永々敷、子細不<sub>レ</sub>入事に候へ共、御存之ためにて候」

右書状によるならば、松平家康が徳川を称する問題については先例が無いという理由で、時の正親町天皇は許可を与えず停滞していたのであるが、神祇官の吉田兼右が万里小路家で旧記から先例を探しだし、それを鼻紙（懐紙）に写し取って、鳥の子紙仕立ての立派な系図を作成した。これは他には見られない珍しい系図で、徳川は本来は源氏なのであるが、その惣領の筋が二流に分かれて、その一つが藤原氏になったというものであった。

惣領の筋の一つが源氏から藤原氏に変わったことについての事情は不明であるが、家督継承に際して藤原氏の間人を養子ないし婿養子に迎えなどしたことによるものであろうか。いずれにしても、この系図の記載を先例として執奏して、天皇の勅許を得たという次第である。

この書状が指しているのは、永禄九年十二月に朝廷から勅許が下された、家康の松平から徳川への家名の変更と、従五位下三河守の官位叙任の問題である。

書状の表面だけを見るならば、従前の松平の家名を徳川に改めるためだけのことのようにであるが、ここで勅許が問題となっている核心的な事柄は、その背景にある家康の官位叙任と「氏」の変更の間

題であろう。つまりここでの家康にとつての課題は、従五位下三河守という朝廷官位を獲得することであり、そのためにその家名を變更し、姓氏を整える必要があったということであろう。

すでに三河国の在地領主の第一人者として、三河一国の平定を進めていた家康としては、隣国の今川・武田といった清和源氏の流れを汲む諸勢力と対抗し、あるいは三河国内にある吉良などの名族を支配下に収めていくためには、従前の土豪の出自のままでは限界があり、多くの戦国大名がそうであったのと同様に、自らの立場を正當化してくれる高い政治的権威を必要としたのである。貴族の身分に連なる従五位下の位階と、三河国の国主のシンボルともなる三河守の称号は家康にとって不可欠なものであったろう。

そして右の叙爵問題については、松平の名前では先例も無いことから、清和源氏の一族新田の末流である徳川（得川）義季に系譜上のつながりを求め、これを申し立てて徳川と家名を改めることになったという次第である。

ところがこの叙爵―家名変更問題には、もう一つ複雑な問題が絡んできたようである。それは氏うぢに関わる問題であつて、結果的には、この新たな家名である徳川については、氏としては源氏ではなく藤原氏として認定されることとなった。すなわち家康の叙爵問題の実現のために、前久の意を受けて調査していた吉田兼右が探し求めてきた万里小路家の旧記の系図では、徳川は徳川でも源氏から藤原氏

に氏が変わっていたそれであるというのである。

この点が、家康の改姓問題において留意すべきことの第一となる。なにゆえにこのような面倒な問題に逢着するはめになったかは大いに疑問とされるところである。考えられる一つとしては、吉田の求めてきた藤原氏徳川（得川）の系図の中に、松平の先祖の人物にして、新田―徳川（得川）の系譜に連なることを思わせる記載があったためかということであろう。

あるいは今一つの理由として考えねばならないことは、家康の叙爵―改姓問題を執奏しているのが、藤原氏の「氏の長者」である関白近衛前久であることから、徳川の氏は藤原にしておく必要があるということかも知れない。

源氏系の武士身分の者として叙爵を求める以上は、源氏の「氏の長者」としての資格を有する足利將軍家の執奏を必要とするであろうが、家康は足利家につてを持たないということが問題となる。さらに言えば、この永祿九年という時期は足利將軍家そのものが争乱の極にあつて、前年の同八年五月には第十三代將軍足利義輝が三好一党・松永久秀らによって弑されるに至り、將軍職が空白という異常事態を迎えていたのである。家康が叙爵に際して近衛前久に執奏を依頼し、その姓氏として藤原氏を選択したのはそのような事情にもとづくものではなかったかと推測されるのである。

表1：徳川家康発給の姓氏記載文書一覧

年月日	発給者署名	宛所	文書様式	事項	典拠
永禄4.4.15	松蔵 源元康(花押)	菅沼定直等四名	誓詞覚書	知行安堵その他	久能山東照宮蔵・新修 745
永禄4.6.27	源元康(花押)	松井忠次	所領宛行状	津平郷一円領掌	・新修 746
永禄4.10.6	蔵人佐源元康御判	西郷清員	直状	西郷義勝の名代承認	水月明鑑 ・家康上 44
永禄5.5.22	岡蔵 源元康(花押)	松平伊忠	所領安堵状	本領安堵、新恩給与	島原松平家文書・家康上 47
永禄5.8.6	松蔵 源元康(花押)	松井康忠	所領宛行状	市田半勢方等1810貫文	徳川恒孝氏蔵 ・新修 747
永禄6.5.9	岡蔵 源元康(花押)	松平伊忠	所領安堵状	鶴殿長持讃状の保証	松平千代子氏蔵・家康上850
天正14.9.7	三位中将藤原家康(花押)	大通院	禁制	寺中門前狼藉停止	遠江大通院文書・家康上696
天正14.9.7	三位中将藤原家康御判	龍潭寺	寺院条目	徳政免除、走入者処置等	遠江龍潭寺文書・家康上697
天正14.9.7	三位中将藤原家康(花押)	鴨江寺	諸役免許状	山林不入・諸役免除	遠江鴨江寺文書・家康上698
天正19.11.—	大納言源朝臣御書判	宝金剛寺	寺領寄進状	相模国国府津22石	宝金剛寺文書 ・家康中 90
天正19.11.—	正二位源朝臣(花押)	薬師別当靈儀坊	寺領寄進状	相模国日向郷60石	薬師別当文書 ・家康中 92
天正19.11.—	大納言源朝臣御判物	大長寺	寺領寄進状	相模国岩瀬50石	大長寺文書 ・家康 92
天正19.11.—	正二位源朝臣(花押)	鶴岡八幡宮	社領寄進状	相模国鎌倉840貫文余	鶴岡八幡宮文書・家康中 94
天正19.11.—	正三(ママ)位源朝臣御直判	建長寺	寺領寄進状	相模国鎌倉95貫文余	建長寺文書 ・家康中 97
天正19.11.—	正二位源朝臣(花押)	円覚寺	寺領寄進状	相模国鎌倉144貫文余	円覚寺文書 ・家康中 98
天正19.11.—	正二位源朝臣御直判	松岡東慶寺	寺領寄進状	相模国鎌倉112貫文余	東慶寺文書 ・家康中101
天正19.11.—	大納言源朝臣御判	藤沢寺(清浄光寺)	寺領寄進状	相模国藤沢100石	藤沢道場記 ・家康中110
天正19.11.—	大納言源朝臣(花押)	相模青蓮寺	寺領寄進状	相模国手広25石	西角井家文書 ・家康中110
天正19.11.—	大納言源朝臣(花押)	武蔵六所宮	社領寄進状	武蔵国府中500石	大國魂神社文書・家康中119
天正19.11.—	大納言源朝臣	神田宮(神田明神)	社領寄進状	武蔵国江戸30石	神田神社書上 ・家康中123
天正19.11.—	大納言源朝臣御花押	大宮氷川社	社領寄進状	武蔵国大宮村100石	朝野旧聞哀藁 ・家康中125
天正19.11.—	大納言源朝臣(花押)	氷川女体社	社領寄進状	武蔵国三室郷50石	氷川女体社文書・新修 194
天正19.11.—	大納言源朝臣御判	古谷本郷八幡宮	社領寄進状	武蔵国古尾谷50石	新編武蔵風土記・家康中126
天正19.11.—	大納言源朝臣(花押)	吉祥寺	寺領寄進状	武蔵国本郷50石	吉祥寺文書 ・家康中131
天正19.11.—	大納言源朝臣御書判	龍淵寺	寺領寄進状	武蔵国成田100石	新編武蔵風土記・家康中137
天正19.11.—	大納言源朝臣(花押)	慈恩寺	寺領寄進状	武蔵国慈恩寺郷100石	慈恩寺文書 ・家康中138
天正19.11.—	大納言源朝臣御花押	龍園寺	寺領寄進状	武蔵国越生100石	朝野旧聞哀藁 ・家康中140
天正19.11.—	大納言源朝臣御書判	甘棠院	寺領寄進状	武蔵国久喜郷100石	甘棠院文書 ・新修 143
天正19.11.—	大納言源朝臣(花押)	深大寺	寺領寄進状	武蔵国深大寺郷50石	深大寺文書 ・新修 160
天正19.11.—	正二位源朝臣(花押)	鷺宮社	社領寄進状	武蔵国鷺宮400石	鷺宮神社文書 ・新修 195

天正19.11.一	正二位源朝臣(花押)	香取大明神社	社領寄進状	下総国香取郷1000石	香取文書纂	・家康中166
天正19.11.一	大納言源朝臣御書判	大巖寺	寺領寄進状	下総国千葉郡一	檀林誌	・家康中171
天正19.11.一	大納言源朝臣(花押)	妙見堂(金剛授寺)	寺領寄進状	下総国千葉郷200石	西角井正文氏蔵	・新修 201
天正19.11.一	正二位源朝臣御判物	満徳寺	寺領寄進状	上野国徳川郷100石	満徳寺文書	・家康 99
天正19.11.一	正二位源朝臣(花押)	足利学校	所領寄進状	下野国足利郡100石	西角井正文氏蔵	・新修 775
天正19.11.一	正二位源大納言(花押)	三島大明神	社領寄進状	伊豆国田方之郡330石	矢田部文書	・新修 222
慶長6.1.一	朱印(「源家康忠恕」)	——	渡海朱印状	呂宋国渡海許可(偽文書カ)	神宮徴古館所蔵	・新修 298
慶長6.10.一	文中(「日本国源家康」)	安南国太守	国書(復書)	安南国商船通航保障	『異国日記』慶長六年十月条	
慶長6.10.一	文中(「日本国源家康」)	呂宋国太守	国書(復書)	日本国商船通航要請	『異国日記』慶長六年十月条	
慶長7.6.2	朱印(「源家康」)	大樹寺	寺院条目	大樹寺法式	三州大樹寺之旧記	・家康 184
慶長7.6.16	朱印(「源家康」)	三河一宮(砥鹿神社)	社領寄進状	三河国一宮村100石	内閣文庫所蔵	・新修 315
慶長7.6.16	朱印(「源家康」)	天恩寺	寺領寄進状	三河国片寄村79石余	内閣文庫所蔵	・新修 316
慶長7.6.16	朱印(「源家康」)	宗福寺	寺領寄進状	三河国中島村30石余	内閣文庫所蔵	・新修 317
慶長7.6.16	朱印(「源家康」)	善国寺	寺領寄進状	三河国渡村24石余	西角井正文氏蔵	・新修 803
慶長7.6.22	朱印(「源家康」)	小藺神明社	社領寄進状	三河国中島村10石余	内閣文庫所蔵	・新修 318
慶長7.6.26	朱印(「源家康」)	悟真寺	寺領寄進状	三河国吉田村80石余	内閣文庫所蔵	・新修 319
慶長7.6.26	朱印(「源家康」)	龍拈寺	寺領寄進状	三河国吉田村25石余	内閣文庫所蔵	・新修 320
慶長7.8.5	文中(「日本国源家康」)	大泥国太守	国書(復書)	大泥国商船通航保障	『異国日記』慶長七年八月条	
慶長7.8.一	文中(「日本国源家康」)	呂宋国太守	国書(復書)	日本国商船通航要請	『異国日記』慶長七年八月条	
慶長7.8.5	朱印(「源家康」)	白毫寺	寺領寄進状	大和国肘塚村等50石余	内閣文庫所蔵	・新修 321
慶長7.8.5	朱印(「源家康」)	法貴寺	寺領寄進状	大和国法貴寺村17石余	内閣文庫所蔵	・新修 323
慶長7.8.6	朱印(「源家康」)	円証寺	寺領寄進状	大和国肘塚村等50石	内閣文庫所蔵	・新修 324
慶長7.8.6	朱印(「源家康」)	喜光寺	寺領寄進状	大和国菅原村30石	内閣文庫所蔵	・新修 324
慶長7.8.6	朱印(「源家康」)	法華寺(壺坂寺)	寺領寄進状	大和国四条村等50石	内閣文庫所蔵	・新修 325
慶長7.8.6	朱印(「源家康」)	般若寺	寺領寄進状	大和国般若寺門前30石	内閣文庫所蔵	・新修 326
慶長7.8.6	朱印(「源家康」)	不退寺	寺領寄進状	大和国法蓮村50石	内閣文庫所蔵	・新修 326
慶長7.8.6	朱印(「源家康」)	福智院	寺領寄進状	大和国肘塚村等30石	内閣文庫所蔵	・新修 327
慶長7.8.6	朱印(「源家康」)	不空院	寺領寄進状	大和国肘塚村等50石	内閣文庫所蔵	・新修 328
慶長7.8.6	朱印(「源家康」)	十輪院	寺領寄進状	大和国肘塚村等30石	内閣文庫所蔵	・新修 329
慶長7.9.15	朱印(「源家康」)	——	渡海朱印状	安南国渡海許可	前田家文書	・家康 230

備考：典拠欄の「家康」は中村孝也編『徳川家康文書の研究』（日本学術振興会、1959）を、「家康中126」は同書中巻 p.126 を示す。

「新修」は徳川義宣編『新修徳川家康文書の研究』（徳川黎明会、1983）を、数字は同書の頁数を示す。

## 第二節 家康発給文書に見えるその姓氏の変遷

家康の姓氏問題について次に検討すべきは、このようにして氏として藤原氏を選択した家康が、何時、どのような事情に基づいて源氏に改姓したかという問題である。

通説は永禄九年以後の家康の姓氏の用法は恣意的であり、状況と対象次第で藤原氏と源氏とを適宜に使い分けており、家康が吉良系図を借用して清和源氏としての体裁を正式に整えたのは、前掲近衛前久書状に「將軍望に付候ての事」と明記されていることからして、慶長五（一六〇〇）年の関ヶ原合戦によって天下の覇権を確立してのち、同八年の征夷大將軍への任官が現実の政治日程に上って以後のこととする。

これに対して米田雄介氏の口宣研究によるならば、家康宛口宣に記載された家康の姓氏を見たとき、少なくとも天正二十（一五九二）年以降（天正十四年、同十五年の分は姓氏不明）のものについては源氏が採用されており、しかもそれは家康が死を迎える元和二年のものまで源氏で一貫しており、いささかのゆらぎも認められないのである。通説との齟齬はどのように理解すればよいのであろうか。米田氏の研究は家康に朝廷から給付された口宣の分析に基づくものであった。しかし家康の姓氏問題は当然のことながら、家康側からの発給文書の署名のあり方も併せて見て、総合的に判断しなければ

ならないであろう。家康の発給文書において姓氏使用がどのようなのか、朝廷から授与された口宣に記された姓氏と合致しているのか、それともそれと関わりなく、家康は自己の姓氏を自由に使い分けて用いていたのが検討されなければならないであろう。

表1に掲げたものは、家康の発給文書のうち姓氏を記載した文書を纏めたものである。これから知られるところは次の通りである。

先ず永禄四〜六年頃、家康がまだ元康と名乗っていた時期に、源氏を称する文書が六点確認される（うち五点は正文）。次いで天正十四年九月七日付で「三位中将藤原家康」の署名をもつ寺院宛文書が三通存在する（うち二通は正文）。「補注1」。そのうち家康は同十八年の徳川家の関東入部にともない翌十九年十一月付で、相模鶴岡八幡宮・建長寺・円覚寺・藤沢寺、武蔵大宮氷川社・吉祥寺、下総香取社・大巖寺など関東の寺社に対して、寺社領の寄進の判物・朱印状三百通ほどをいっせいに発給しているのであるが、そのうち鶴岡八幡宮や建長寺・円覚寺など名社名刹に対してはその寄進状に「正二位源朝臣」ないし「大納言源朝臣」の二種の署名を用いることが知られる（うち十四通は正文として現存する）。

この天正十九年の源氏署名の文書の大量発給の事実は留意されるべきであろう。ここでは源氏、藤原氏の混用ということはなく源氏の記載で一貫している。そしてそれは米田氏の口宣研究において天正二十年頃以降は家康の姓氏が源氏に変更され、以後それ

一貫しているという事実と即応するようである。

これに対して、通説が家康の姓氏の使用が恣意的であると見なし  
てきた根拠としては次のものがある。先の「藤原家康」の署名をも  
つ文書を発給している同じ天正十四年のことであるが、同年三月二  
十七日付で、家康から安房国の国主里見義康に送った誓書の第一条  
に以下のような文言があるという事実である。<sup>10)</sup>

「一、年来申談候ニ付テ蒙<sub>レ</sub>仰候条、相心得存候、殊一性(姓)

之儀ニ候間、義康様御身上一廉引立可<sub>レ</sub>申事」

右文書に見える「一姓の儀」の文言が問題となるところであり、  
それは徳川と里見とが、同じ新田の流れを汲む清和源氏の一族であ  
ることを表明したものと解釈できるのである。さすれば家康の姓氏  
の用法は一方では藤原氏を用いておりながら、全くの同時期に、他  
方では源氏を称するというふうにより便宜的であると見なされるという  
ものである。

しかしながら、この里見宛のものはその姓氏の問題が書状の文中  
で語られているに過ぎないのであって、源氏の文字を家康が自己の  
署名に用いているわけではないということも留意されねばならない  
であろう。

表1にも見える通り、家康は永禄九年の叙爵以前の若い頃から源  
氏の称を盛んに用いていたことから知られるように、家康にとつ  
て源氏は本来の念願の筋であったと解されるのであるから、里見宛

の書状に心情的な意味での血統的同一性を語ったとしても怪しむに  
はあたらないのではないか。それよりも寧ろその源氏の称を、永禄  
九年以後は文書の署名に一切用いていないことの方を問題とすべき  
であろう。これは米田氏の家康宛口宣の研究の結果とも一致するこ  
ところであり、この時期の徳川家康の姓氏については藤原氏で一貫し  
ていると見るべきなのである。

さて次に問題となるのは、前久の書状の後半にある「只今は源家  
に又氏をかへられ候」という記述から知られる、藤原氏を源氏に改  
姓する問題であり、その改姓の理由と時期の問題である。

これについては同書状にさらに続けて「將軍望に付候ての事と申  
候」とあることから、慶長八年二月の將軍宣下を間近に控えての時  
期に、にわかに行われた操作であるとこれまでの通説では考え  
られてきた。そして足利系源氏の名族である吉良家から系図を譲り  
受けて、清和源氏に連なる系図を作成したというのである。

これも徳川家康の源氏冒称の根拠の一つとされてきたのであるが、  
しかしながら前述のごとく、家康宛口宣および家康発給文書のいづ  
れの姓氏記載からしても、家康の源氏への改姓はそれよりはるかに  
早く、天正の末年には現実のものとなっていることを知るのである。

ではそれは、より具体的には何時の時点の問題であったのであろ  
うか。そしてその源氏改姓の事情と意味とはいったいどのような性  
格のものであったのであろうか。節を改めてこの問題を検討しよう。

### 第三節 天正十六年の聚楽行幸と家康の源氏改姓

家康の源氏改姓の具体的な時期について、家康宛口宣の研究を行った米田氏は、天正二十年九月に、家格としての清華成りを家康に勅許した口宣の控えに「源家康」と明記されていることから、この年に源氏改姓がなされたものと結論づけた。

しかしながら前述の、天正十九年の関東寺社に対する大量の所領寄進状に源氏の姓氏が用いられていることを見るならば、家康の源氏改姓の時期はさらに遡らせなければならない。米田氏が提示された壬生家文書の家康宛口宣の控えによるならば、天正十二年二月二十七日付の家康の参議任官の口宣には「藤原家康」と記されているが、同十四年十月四日付の権中納言任官および同十五年八月八日付の従二位権大納言叙任の口宣については、家康の姓氏は詳らかではないのである。

米田氏はこれらの口宣についても家康の姓氏は藤原氏であろうと推測されたのであるが、その根拠は存在しないのであって、この点が再考されねばならなくなる。すなわち家康の源氏改姓の時期は天正十四年から同十九年の間において検討されるべきなのである。

ここで想起されなければならないのは、天正十六年四月に秀吉が催した聚楽行幸のよりの記録『聚楽行幸記』の記述である。この後陽成天皇の聚楽行幸に際しては、関白秀吉の命に対する恭順などを

定めた有名な三ヶ条誓詞を諸大名から徴しているのであるが、家康はこの誓詞に「大納言源家康」<sup>11)</sup>と署名していること、更にまたそのよりに催された歌会の記録にも「権大納言源家康」の名で家康の和歌が収められていることを知るのである。

これを記した大村由己の『聚楽行幸記』は行幸直後の同年五月に成書を見ているから、家康に関する名前の記載も事実であると判断される。現存の同書の諸写本を閲しても、この点についての相違は認められない。

実際、家康の藤原氏から源氏への改姓はこの聚楽行幸が大きな画期をなしているのではないかと思われる。というのは、この聚楽行幸のあった天正十六年の正月、それまで中国の毛利輝元の下に身を寄せ、備後の鞆に居して名目的にはなお室町幕府の第十五代将軍としてあり続けていた足利義昭が上洛し、出家して昌山と号するに至ったという事実があるからである。<sup>12)</sup>

ここに長きにわたって命脈を保ってきた足利将軍家も、最終的に消滅の時を迎えることとなった。源氏の長者としての地位を併せもつ足利将軍家の終焉という事実は、家康にとってこれまで甘んじてきた藤原氏から、かねて念願の筋である源氏に改姓する大きな画期をなしたように思われるのである。

そしてそれに合わせて、従前の藤原氏徳川から源氏徳川に系図を組替える必要が生じたのであり、それで徳川(得川)にも近い足利

表2：家康の官位叙任文書一覧

從五位下	位口記宣	永祿九年十二月廿九日	左馬寮御監	宣旨付口宣	同年	同月	同日
參河守	宣口旨宣	同年	正二位	位記	文祿	五年	五月八日
左京大夫	宣口旨宣	永祿十一年正月十一日	内大臣	宣旨	慶長	七年	同月同日
從五位上	位口記宣	元龜二年正月五日	從一位	位口記宣	慶長	七年	正月六日
侍從	宣口旨宣	元龜二年正月十一日	征夷大將軍	宣旨	慶長	八年	二月十二日
正五位下	位口記宣	天正二年正月五日	源氏長者	宣旨大外記	同年	同月	同日
從四位下	位口記宣	天正五年十二月十日	源氏長者	宣旨左大史	同年	同月	同日
右近衛權少將	宣口旨宣	天正五年十二月廿九日	兩院別当	宣旨	同年	同月	同日
從四位上	位口記宣	天正八年正月五日	右大臣	宣旨	同年	同月	同日
正四位下	位口記宣	天正十一年十月五日	牛車	宣旨大外記	同年	同月	同日
左近衛權中將	宣口旨宣	天正十一年十月七日	牛車	宣旨左大史	同年	同月	同日
從三位	位口記宣	天正十二年二月廿七日	隨身兵仗	宣旨	同年	同月	同日
參議	宣口旨宣	同年	太政大臣	宣口旨宣	元和	二年	三月十七日
權中納言	宣口旨宣	天正十四年十月四日	贈正一位	位記	元和	三年	三月九日
正三位	位口記宣	天正十四年十一月五日	宮号位記		正保	二年	十一月三日
權大納言	宣口旨宣	天正十五年八月八日					
從二位	位口記宣	同年					
左近衛大將	宣旨	天正十五年十二月廿八日					

備考：日光東照宮所藏文書に拠る。

系源氏の吉良から系図を譲り受けて、新田系源氏の徳川としての系図を整えたということなのであろう。

そして近衛前久の書状によるならば、この源氏への改姓は同時に「將軍望に付候ての事」、すなわち征夷大將軍への任官を射程に置いての処置であったということなのである。なれば、足利義昭が落飾して足利將軍家が消滅したその時期から、家康が公然と源氏の称を用い始めたということも納得いくことではないであろうか。

豊臣関白体制が正に完成を見ようとしている時期に、家康の源氏改姓と征夷大將軍の志向が同時に進行していたというのは不可解のことと思われるかも知れないが、やはりそれは事実なのである。足利將軍家が終焉を迎えた正にその時期に、家康が姓氏を源氏に改めて公然とこれを用いるということが何を意味し、何を志向していることになるかは、当該時代の人々にとって明瞭なことであつたらう。そして他ならぬ秀吉が、この家康の行動を是認していたという事実を思いを致さねばならないであろう。しかもそれに加えて次の問題が考慮される必要がある。

それはやはり官位問題であり、表2に見えるごとく家康は天正十五年十二月二十八日に従前の大納言に加えて左近衛大将・左馬寮御監の二つの官職を兼任することになっているが、この近衛大将および馬寮御監の両官は鎌倉・室町幕府よりこの方、一般の武家領主の補任される官職ではなく、伝統的に征夷大將軍に付随すべき性格の

官職である。厳密に言えば、將軍に付随するのは右近衛大将・右馬寮御監の方ではあるけれども、右の家康の任官にそのような含意のあることは首肯されるのではないであろうか。<sup>(13)</sup>

これら天正十六年を中心に行われた一連の事態はすべて互いに相即する関係にあり、それらが家康の征夷大將軍への志向にかなう形で揆を一にするものであつたことに留意されなければならない。もっとも、これが將軍任官への布石であるのか、あるいは逆に將軍任官の代替措置として容認されているのかは俄には判断しかねるが、いずれにしても、そこには豊臣関白体制の下で公然と徳川將軍制を志向するような政治力学が作動していることだけは確かなように思われるのである。

#### 結 語 家康の源氏改姓問題の国制的意義

徳川家康と源氏改姓、そして將軍の地位との関係はだいた以上のようなものではなかったかと推測する。そこには一般に了解されているような、慶長五年の関ヶ原の合戦で天下の覇権を手中に収め、それより同八年二月の將軍任官にいたるまでの時期に、將軍就任に適合するように清和源氏としての系譜づくりを俄に執り行って形を整えたという歴史像とはかなり異なつた姿が浮かび上がってくるのである〔補注2〕。

家康の源氏改姓は慶長八年の間近かではなく、天正十六年の足利

將軍家の終焉とともに実現されていった可能性が高いこと、そしてそれは政治的な観点からするならば、豊臣閥白政権の下に徳川將軍制を内包するような形での、権力の二重構造的な国制を構想していくものであったかと推測される。

それは秀吉にとって天下統一を効果的に推進し、ことには小田原北条をはじめとする敵対諸勢力の蟠居する東国・奥羽方面の平定を実現するに際して、自己の最大のライバルたる家康を同盟者として繋ぎとめ、かつは東国・奥羽平定作戦の先鋒としての役割を期待せんがための措置であったように思われる。

もとより豊臣政権下では家康が將軍に任官することは終に見られず、それはあくまでも事実上の將軍制と名付けるほかはないのであるが、他面、豊臣政権の下においては「坂東法度、置目、公事篇（中略）家康可申付候事<sup>(14)</sup>」というような文言規定が後々まで見られるのであり、家康に委ねられている東国に対する管轄権ないし支配権の内容とその根拠については、以上に述べてきたような、豊臣閥白政権下での事実上の將軍制という国制の様態から理解することができるのではないかと考える次第である。

注

(1) 渡辺世祐「徳川氏の姓氏に就いて」〔史学雑誌〕三〇編一一号、

一九一九年)

(2) 中村孝也『徳川家』(至文堂、一九六一年)。なお本問題についての戦前の研究としては星野恒「三位中将藤原家康」〔史学雑誌〕四編四九号、一八九六年)、阿部愿「徳川家康本姓考」〔国学院雑誌〕一〇巻九〇一—一〇号、一九〇四年)などがある。

(3) 辻達也「伝統的権威の継承と下克上の論理」(同編『日本の近世2 天皇と將軍』中央公論社、一九九一年)、藤井讓治『日本の歴史⑩ 江戸開府』(集英社、一九九二年)三〇・三一頁。

(4) 次のうち第一・第三の命題が渡辺氏のもの、第二は中村氏の補強の見解である。

(5) 米田雄介「徳川家康・秀忠の叙位任官文書について」〔栃木史学〕八号、一九九四年)

(6) 阿部前掲論文、中村孝也『家康伝』(講談社、一九六五年)

(7) 『朝野旧聞哀藁』、『徳川実紀』、等参照。

(8) 『お湯殿の上の日記』(『続群書類従』補遺三、続群書類従完成会)永禄十年正月三日条「こん衛とのより藤宰相「高倉永相」して申され候、徳川しよしゃく、おなしく、みかはのかみくせん、頭弁に御ほせられて、けふいつる、おなしく女ぼうのはうしよもいつる」

(9) (年欠)二月二十日付、近衛前久書状(陽明文庫蔵)

(10) 豊後羽柴文書(中村『徳川家康文書の研究』上巻六八九頁)

(11) ちなみに家康のこの時の正式の官位は「権大納言」であるが、家康は自ら署名するにあたってはただ「大納言」とのみ記すのを通例としている。表1にあるように神社宛の寄進状もそれで一貫しているし、自分の女子亀姫(奥平貞昌夫人)宛の自筆書状(徳川家

康文書の研究』中巻五七頁)、また細川忠興に宛てた文禄元年の書状にも「武蔵大納言」と記している(『新修徳川家康文書の研究』七七六頁)。

(12) 『お湯殿の上の日記』天正十六年正月十三日条

(13) この両官の任命については、この当時の政治状況および公家、武家のこの時点での任官状況と矛盾せず、寧ろよく合致しているのであるが、しかしながら、その任官事実に関する第一次史料上の典拠は、現在のところ未だ把握していない。

(14) 文禄四年七月付、徳川家康・毛利輝元等連署起請文(『大日本古文書、毛利家文書』三)。なお家康と秀吉および豊臣家との関係については、拙著『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、一九九三年)、同『関ヶ原合戦』講談社選書メチエ、一九九四年)参照。

#### 〔補注1、家康の官位〕

家康の官位については永禄九年十二月の叙爵、従五位下三河守、ついで同十一年正月の左京大夫叙任までは確認しうるが、その後のものは不明である。信長時代にどこまで実際に昇進していたかは定かではない。

天正十一年十月五日の叙正四位下、同七日の任左近衛権中将、同十二年二月二十七日の叙従三位、同日の任参議などの官位叙任については、『家忠日記』などの当時の確実な史料にも見えず、また小牧・長久手の合戦を目前に控えていた当時の政治状況からしても考え難いものである。これらは同合戦の戦後処理と新たな政治体制の構築を課題とした同十四年十月の家康の上洛に絡んで、秀吉側からの融和策として順次、遡及的に発給されていた可能性が高い。

「三位中将藤原家康」の署名をもった禁制など三通の文書が天正十四年九月七日付で発給されているが、恐らくはこの頃に三位中将の官位が家康の下にもたらされたのではないか。三通の文書は三位中将の事始めとしての吉書的な意味を有していたのであろう。

それ以降のものは、同年十月二十六日(十一月十一日までの家康上洛中、ことに十一月五日に正三位に叙された時に、併せて遡及的に発給されたものと思われる。『公卿補任』もまた家康の任参議を天正十四年にかけている。また『家忠日記』同年十一月七日条に「家康御位中納言ニ被成候」との記述が見えることも任中納言がこの折りのものであったことを裏付けているであろう。

#### 〔補注2、「如雪」について〕

家康の源氏改姓を「將軍望に付候ての事」と語ったという、近衛前久書状に見える「如雪」とは、『家忠日記』天正十六・同十七年頃の記事に散見する連歌師如雪のことと思われる。同書天正十七年二月十一日条には家康の領国三・遠・駿の連歌師連衆十人を駿府城に集めて連歌会を催した旨が記されているが、そこに「するか衆 如雪」と見える。その他、如雪は松平家忠とも親しくつき合っており、徳川家の内情を知りうる立場にあったこと。また連歌師ならば京都に赴いて近衛前久の下に伺候することも十分に推測されるのである。

それに関連して「其、砌より如雪と申す者申候は」という語句は、如雪が語った時期というのが、近衛前久書状が記された慶長七年頃よりはかなり以前の事柄であることを示唆しており、この点も家康の源氏改姓を天正十六年とするという判断と合致する。